

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

原議保存期間	3年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警察庁乙刑発第6号、乙官発第9号
乙生発第8号、乙交発第7号
乙備発第8号、乙サ発第6号
令和6年8月5日
警察庁次長

匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の推進について（依命通達）

近年、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、違法行為の実行者はSNSでその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する新たな形態の犯罪集団が、治安対策上の脅威となっている。警察では、こうした特徴を有する犯罪集団を「匿名・流動型犯罪グループ」として位置付け、対策を講じているところであるが、こうした匿名性、流動性を利用し、特殊詐欺、強盗・窃盗等の様々な事案に関与して資金を獲得している匿名・流動型犯罪グループに対しては、従来どおりの手法では、その組織構造や内部統制、資金の流れを解明し、有効な対策を講じることは困難であることから、暴力団対策を中心としたこれまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直し、警察組織全体として戦略的に対策を講じる必要がある。

このような認識の下、匿名・流動型犯罪グループへの対策について、下記のとおり総合対策を実施することとしたので、各位にあっては、治安情勢の変化に応じ、実効ある取組を推進されたい。

命により通達する。

記

1 組織の総力を挙げた推進体制の確立等

(1) 警察庁における対策推進体制

匿名・流動型犯罪グループの活動は様々な罪種、業態に及んでおり、その対策は、警察全体が組織の総力を挙げて取り組むべき重要課題であることから、警察庁においては、刑事、組織犯罪対策、生活安全、交通、外事、サイバー等の関係部門が主体的にその対策を講じるとともに、長官官房審議官（調整担当）及び長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）の取りまとめの下、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進するものとする。

(2) 都道府県警察における対策推進体制

匿名・流動型犯罪グループの取締体制については、各都道府県警察において順次その強化が進められているところであるが、様々な犯罪により資金を獲得する匿名

・流動型犯罪グループの実態に鑑みると、その対策を効果的に行うためには、これらの犯罪の取締り等を主管する各部門が主体となって取り組むことはもとより、管内の治安情勢や関係する対策全体を俯瞰した上で、部門横断的な対策を機を逃さず講じるなど、警察組織を挙げた総合対策を推進する必要がある。こうした点を踏まえ、各都道府県警察においては、組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を総合対策の司令塔とし、刑事、組織犯罪対策、生活安全、交通、外事、サイバー等の関係部門における対策の取組状況等を集約し、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進するものとする。

また、治安情勢の変化や新たな犯行形態の出現に応じ、警戒の空白を生じさせることなく戦略的な取締りを行えるよう、関係部門から成る部門横断的なプロジェクト・チームを本部に設置することを含め、現行の刑事・組織犯罪対策部門を主体とする枠組に拘泥することなく、機動的な対策を進めるために有効な体制が構築されているか不断の見直しを行うものとする。

2 対策の重点

(1) 匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び部門間の情報連携の強化

匿名・流動型犯罪グループの実態解明を進めるためには、各部門で得られた関連情報を集約・活用することが不可欠である。そこで、総括情報官制度や各部門における組織犯罪情報管理システムの活用を促進し、様々な警察活動で得られた情報が匿名・流動型犯罪グループの実態解明に活かされるように適切な情報共有及び情報集約に取り組むものとする。

(2) 取締りターゲットを選定した戦略的な取締りの推進

匿名・流動型犯罪グループの壊滅・弱体化を進めるためには、犯罪収益を吸い上げている者、犯罪を指南する者、犯罪を指示する者といった中心的な役割を果たす人物の検挙を指向した取締りを進める必要があることから、実行犯の検挙からの突き上げ捜査はもとより、上記(1)により共有・集約した情報の分析を通じ、取締りターゲットを適切に選定した上で、関係部門から成る部門横断的な体制の下、各種法令を駆使した検挙・捜索差押え等を実施するなど、戦略的な取締りを推進するものとする。

(3) 各部門における犯罪収益の剥奪に着目した事件捜査の推進

匿名・流動型犯罪グループは、資金獲得のために各種犯罪を敢行しており、獲得した犯罪収益等をグループ内で留保し、別の資金獲得活動に充てることでグループとしての活動を継続及び拡大していることから、こうした犯罪グループに対しては、犯罪収益の剥奪により資金力に打撃を与えることが重要となる。各都道府県警察は、匿名・流動型犯罪グループの取締りに当たって、各種犯罪を前提犯罪とした組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）等の積極的な適用を検討するとともに、その立件に向けて十分な捜査力を投入し、実行犯はもとより、犯罪収益等を留保する中枢人物に対する没収・追徴、罰金刑の獲得をも見据えた捜査を推進するものとする。

3 留意事項

匿名・流動型犯罪グループは、繁華街・歓楽街における風俗関係事犯、悪質ホストクラブ事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯等、近年、治安上の課題となっている事犯に深く関与している実態があることから、上記1に示した推進体制の確立及び上記2に示した対策の重点に係る取組の推進に当たっては、これらの対処に当たっている各部門が、上記1の推進体制の下、緊密に連携し、同グループの壊滅・弱体化に資するものとなるように留意されたい。